

親子3人乗り自転車のレンタル希望者 各位

伊勢市健康福祉部子育て応援課

親子3人乗り自転車のレンタルについて（利用にあたっての留意事項）

親子3人乗り自転車の貸出に際し、下記により留意事項を案内いたしますので、適切にご利用いただきますようお願いいたします。

1. 受け渡しについて

自転車は伊勢市内の市の指定する場所で受け渡します。

受け渡しの際には利用者ご本人の本人確認書類（運転免許証、マイナンバーカードなど）を実施店舗の者へご提示ください。

なお、自転車の配送を希望する場合は、実施店舗へ相談してください。配送にかかる費用は利用者負担でお願いします。

2. 利用料金について

利用料金は月額 1,000 円ですが、利用月数に応じた料金を先にお支払いいただきます。市から納付書を送付しますので、納期限までに必ず納付してください。

また、月単位（1 か月未満の日数が発生した場合は、その端数を切り上げ1 か月とみなす。）で計算し、日割計算は行いません。

※自転車損害賠償責任保険に自身で加入されていない場合は、TS マークの保険に加入していただきます（1,500 円～2,000 円程度）。

※返却時には実施店舗で点検・修理を受けていただきます。

（3,000 円程度。修理が必要な場合は別途費用が必要です。）

3. 利用者の遵守事項

利用者は、次に掲げる事項を遵守してください。

- (1) 自転車を安全かつ適正に使用し、又は維持管理すること。
- (2) 自転車を故意に損傷し、汚損し、改造し、又は形状を変えないこと。
- (3) 自転車を他に譲渡し、転貸し、又は担保に供しないこと。
- (4) 自転車を運転する場合、利用者及び同乗する幼児は必ずヘルメットを着用し、安全の確保に努めること。
- (5) 道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）その他の関係法令を遵守すること。
- (6) 市が指定する安全利用講習会を受講すること。
- (7) 自転車損害賠償責任保険等に加入すること。

4. 貸出期間・返却等

- (1) 貸出期間満了日までに実施店舗において利用者負担にて点検・修理を受けてから返却してください。
- (2) 市外へ転出するなど要件を満たさなくなった場合は、速やかに市へ連絡し、実施店舗において利用者負担にて点検を受けてから返却してください。
- (3) 貸出期間を超過して返却した場合は、超過した月数×1,000円をお支払いいただきます。この場合も実施店舗において利用者負担にて点検・修理を受けてから返却してください。
- (4) 自転車の貸出期間内での通常使用による磨耗を除き、自転車のフレーム、ハンドル、スポーク、リム、ライト、チャイルドシート等の変形及び破損、パンクの修理等に要する費用は、利用者の故意又は過失を問わず、利用者の負担となります。通常の使用による磨耗とは、タイヤ、チューブ、ブレーキ用ゴム及びパッド等の磨耗とします。

5. 事故・盗難の措置、鍵の紛失

- (1) 利用中に事故が発生したときは警察署に届ける等法令上の処置を取り、速やかに市へ連絡してください。
※事故による損害賠償等については、利用者にて負っていただきます。
- (2) 利用している自転車が盗難にあったときは、警察署に届ける等法令上の処置を取り、盗難届受理証明書等の交付を受けてください。また、速やかに市へ連絡してください。
※原則として利用者にて補償いただきますので、保管や利用中の盗難防止措置には十分ご注意ください。
- (3) 利用している自転車の鍵を紛失・破損したときは、直ちに市へ連絡し、交換料を負担していただきます。交換の際に配送等が必要な場合も、利用者の負担となります。なお、鍵を紛失した時点で、盗難保険は適用されません。

お問い合わせ先・連絡先
伊勢市健康福祉部子育て応援課
こども育成係
電話：0596-21-5561